

岩手県告示第929号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成27年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 九戸郡野田村野田地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年11月16日から平成28年2月19日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（数値図化・水準測量）